

第166号議案 一般職の職員の給与に関する条例及び長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

<目次>		ページ
1	改正内容	P2
2	改正する条例	P2
3	勤勉手当の概要	P2
4	施行期日	P3
5	新旧対照表	P3～P4

総 務 部

令和5年12月

## 1 改正内容

地方自治法第 203 条の 2 が改正され、令和 6 年度からパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となること及びこの改正に併せて総務省から発出された「地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）」において、パートタイム及びフルタイム会計年度任用職員に対して令和 6 年度から勤勉手当を支給すべきことが通知されたことから、長崎市においても会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるよう改正するもの

## 2 改正する条例

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 長崎市職員の育児休業等に関する条例

## 3 勤勉手当の概要

### (1) 支給対象者

勤勉手当の基準日（6月1日及び12月1日）に在職し、任期が一会計年度内において6月以上、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員（基準日前1月以内に退職又は死亡した職員を含む。）

### (2) 勤勉手当の計算

勤勉手当基礎額 × 支給割合

### (3) 参考

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う所要額（令和6年度の概算額）及び対象者数（概算）

区 分	一般会計	特別会計	企業会計	合 計
所要額 (令和6年度の概算額)	281,012 千円	17,759 千円	3,612 千円	302,383 千円
対象者数（概算）	978 人	55 人	14 人	1,047 人

※令和4年12月及び令和5年6月の期末手当の支給対象者を基に、令和5年度給与改定前の勤勉手当の支給割合（年間2.00月）により試算

#### 4 施行期日

令和6年4月1日

#### 5 新旧対照表

##### (1) 一般職の職員の給与に関する条例

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の給与は、給料、給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第23条の2 [略]</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 <u>割増報酬、期末手当及び勤勉手当</u>は、第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して、市長が別に定めるところにより支給する。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の給与は、給料、給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第23条の2 [略]</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の給与は、報酬及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 <u>割増報酬及び期末手当</u>は、第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して、市長が別に定めるところにより支給する。</p>

(2) 長崎市職員の育児休業等に関する条例

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第18条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第18条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>